

介護サービス施設・事業所調査にご協力ください。

調査日は 令和2年10月1日 です。

**令和2年5月1日までに事業を開始した施設・事業所へは 9月下旬～10月上旬（注）に、
令和2年5月2日～9月30日までに事業を開始した施設・事業所へは 11月中旬に、
調査票が届きます。**（注）申請等のタイミングにより、5月2日以降の事業開始でも調査票が届く場合があります。

※ 調査にあたって、「厚生労働省 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査 事務局」を設置します。

※ 調査事務局：0120-577-714（開設期間：令和2年9月24日～12月28日・月～金（祝日除く）10時～18時）

ご連絡の際は、電話番号をお確かめの上、お掛け間違いのないようご注意ください。



政府統計

介護サービス施設・事業所調査 とは …

全国の介護サービス施設・事業所の数、在所者、利用者や従事者の状況、さらに提供されるサービスの種類やその提供状況といった介護サービスに関する実態を明らかにし、介護サービス行政の推進に役立てるため、厚生労働省が毎年行っている統計調査です。

調査結果、つまり皆様からいただいたご回答は、今後の介護サービス行政の方向性を決めるための資料として活用されます。



調査結果



社会保障審議会等の資料として活用
→ 制度改正・報酬改定などの実施



適切な介護サービスの実施

施設・事業所の皆様の本調査へのご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、平成30年調査より、調査方法を変更※したため、調査票が送付されない場合や、送付されても回答していただく必要が無い場合があります。

※ これまで全ての施設・事業所に記入していただいておりましたが、一部のサービス（訪問介護、通所介護、居宅介護支援、介護予防支援）では、無作為に選んだ事業所を調査の対象としたため、事業を実施していても、調査の対象とならない事業所があります。

調査に関するその他の情報や調査結果、問い合わせ先などは、下記リンク先をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/24-22-2.html>